

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 地域医療構想等推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療企画係 電話番号：058-272-1111(内3236)

E-mail：c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,770 千円 (前年度予算額： 7,564 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,564	0	0	0	0	0	0	0	7,564
要求額	8,770	0	0	0	0	0	0	0	8,770
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

地域医療構想は、医療法に基づき策定する保健医療計画の一部であり、団塊の世代が75歳になる2025年に向けて、構想区域ごとに適正な医療提供体制を構築し、医療と介護の総合的な確保を推進するため平成28年7月に策定したものである。

県では、地域医療構想の策定に当たって構想区域ごとに医療関係者、医療保険者等を委員として設置した医療法第34条の14に定める協議の場(以下「地域医療構想等調整会議」という。)を引き続き開催するほか、検討会等の開催により、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議が行われ、病床機能の分化及び連携が促進されるよう調整する。

(2) 事業内容

- ・各圏域での地域医療構想等調整会議の開催(各4回)
- ・各圏域での市町村との協議の場の開催(各2回)
- ・市町村、医療機関及び介護施設等との意見交換
- ・地域医療構想にかかる厚生労働省主催会議への参加(2回)
- ・医療政策短期特別研修への参加

(3) 県負担・補助率の考え方

県が策定した地域医療構想を推進するための事業であるため、県が負担する。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	4,683	業務旅費
旅費	1,943	印刷用紙代、データ提供のための記録媒体代等
需用費	924	印刷用紙代、データ提供のための記録媒体代等
役務費	259	印刷用紙代、データ提供のための記録媒体代等
使用料	905	郵送料
負担金	56	医療政策短期特別研修
合計	8,770	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県保健医療計画

岐阜県地域医療構想

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
2025年度（令和7年度）までに地域医療構想を実現する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①一般病床及び療養病床数	18,014	16,926	/	/	14,978	/

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	<p>各圏域で地域医療構想等調整会議を開催し、地域の関係者による協議を進めている。 地域医療構想調整会議 2回×5圏域</p> <p>指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %</p>
令和 3 年度	<p>各圏域で地域医療構想等調整会議を開催し、地域の関係者による協議を進めている。 地域医療構想調整会議 1回×5圏域</p> <p>指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %</p>
令和 4 年度	<p>各圏域で地域医療構想等調整会議を開催し、地域の関係者による協議を進めている。 地域医療構想調整会議 2回×5圏域（西濃圏域は3回）</p> <p>指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 2	<p>地域医療構想は医療法に位置付けられた県法定計画であって、その実現のために関係者が協議を行うものであり、必要性は高い。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>地域医療構想調整会議及び市町村との協議の場における議論を踏まえ、県、市町村、関係者が情報共有を行うことは、地域医療構想（保健医療計画）を推進するために有効である。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>二次医療圏を単位とし、地域関係者による協議であり、地域の状況やデータの共有を効率的に行っている。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 医療機能の分化・連携を図るため、救急や周産期といった政策医療などを行う病院の役割に配慮しながら、不足する回復期病床をいかに充足していくか、また、療養病床等を県政モニター調査でもニーズの高い在宅医療等にシフトするため、在宅医療・在宅介護体制を充実させることが大きな課題。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地域医療構想調整会議は、医療法において策定後の将来の病床数の必要量を達成するための方策等を協議する場と位置付けられており、令和6年度以降も引き続き実施予定。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	<p>【〇〇課】</p>
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	